

吉野川市教育委員会会議録

招集年月日	令和7年8月20日					
招集の場所	吉野川市役所東館2階 会議室					
開閉会日時	開会 令和7年8月28日 午前10時					
閉会	令和7年8月28日 午前11時30分					
出席委員	教 育 長	木屋村 雅信	委 員	員 員	貞 野 雅 己	
	委 員	武知 李香	委 員	員 員	棄 原 奈 麻 美	
	委 員	熊代 雄一郎	委 員			
	委 員	山口 奈美				
出席職員	副 教 育 長	植田 千恵美	副 教 育 長	吉 田 み づ ほ		
	教 育 次 長	近 藤 秀 樹	教 育 総 務 課 長	重 清 博 文		
	学校教育課長	西 村 広 志	学校給食センター所長	岡 田 裕 仁		

議案

- (1) 吉野川市学校施設管理条例の一部を改正する条例制定について
- (2) 吉野川市公民館条例の一部を改正する条例制定について
- (3) 吉野川市飯尾敷地コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定について
- (4) 吉野川市ふるさとセンター条例の一部を改正する条例制定について
- (5) 吉野川市文化研修センター条例の一部を改正する条例制定について
- (6) 吉野川市アメニティセンター条例の一部を改正する条例制定について
- (7) 吉野川市美郷ほたる館条例の一部を改正する条例制定について
- (8) 吉野川市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例制定について
- (9) 吉野川市体育館条例の一部を改正する条例制定について
- (10) 吉野川市屋外体育施設条例の一部を改正する条例制定について
- (11) 吉野川市都市公園条例の一部を改正する条例制定について
- (12) 吉野川市夜間照明施設条例の一部を改正する条例制定について
- (13) 吉野川市交流センター条例の一部を改正する条例制定について
- (14) 吉野川市総合スポーツ運動場条例の一部を改正する条例制定について
- (15) 吉野川市高越弓道場条例の一部を改正する条例制定について
- (16) 吉野川市民プラザ条例の一部を改正する条例制定について
- (17) 吉野川市多目的グラウンド条例の一部を改正する条例制定について
- (18) 令和7年度吉野川市一般会計9月補正予算（教育委員会関係）について
- (19) 令和7年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について

報告事項

- (1) 吉野川市いじめ防止基本方針（改定版）について
- (2) 「ラーケーションの日」の導入について

教育長報告

会議の経過

木屋村教育長 たたいまから、8月の吉野川市定例教育委員会を開会いたします。
教育長及び委員の過半数が出席しており定足数に達しています。
本日の会議録署名委員に、 委員、 委員を指名。

議案（1）「吉野川市学校施設管理条例の一部を改正する条例制定」についてから議案（17）「吉野川市多目的グラウンド条例の一部を改正する条例制定」までを一括して事務局より説明をお願いします。

重藤教育総務課長

9月議会定例会へ提出する条例案につきましては、議案（8）「吉野川市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例」及び議案（16）「吉野川市市民プラザ条例の一部を改正する条例」を除き、使用料の改定となっております。説明の順番といたしまして、まず使用料の改定に関する条例をまとめてご説明させていただき、その後、議案（8）、議案（16）の順でご説明いたします。

それでは、議案（1）吉野川市学校施設管理条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。この度の改正は、市全体の公の施設の使用料見直しに伴い、施設間での不均衡を解消するため、吉野川市公の施設の使用料見直しに係るガイドラインに基づき、施設の維持管理経費等から管理原価を算出し、統一基準に基づく使用料の改定を行うものでございます。

資料2ページの新旧対照表をご覧願います。まず、第5条ですが、運動場に設置されている夜間照明施設を利用した場合、その使用料に運動場の使用料も含まれていることから、本条例に基づく使用料は徴収しないこととなっておりますが、現行規定において、その旨を明記しているものがなかったため、第5条第1項にただし書を設けております。次に、別表中、体育館等の使用料について、利用目的が同じであるにもかかわらず、これまで異なっていた他の社会体育施設の使用料と同一料金に統一することとし、体育館について、1時間当たり520円から660円へ改めるとともに、新たに半面料金を設けることとしております。また、運動場については、5時間以内1,040円の使用料を1時間ごとの料金設定に改め、220円とするものでございます。

なお、改正後の条例は、令和8年4月1日から施行とし、同日以後の利用に係る使用料について適用することとしております。

近藤教育次長

生涯学習課が維持管理する施設の条例の一部を改正する条例制定につきましては、ご審議頂く議案が非常に多くございますので、それぞれ施設の改定後の使用料につきましては、利用区分等により別表等で標記しておりますのでそれをお見取り頂きたいと存じます。なお、生涯学習課分の使用料の改定につきましても、先程の学校施設と同様に市全体の公の施設の使用料見直しに伴うものでございます。また、改正後の条例は、令和8年4月1日からの施行とし、同日以降の利用に係る使用料について適用することとしております。

それでは、新旧対照表をもとに順にご説明いたします。（2）吉野川市公民館条例の一部を改正する条例制定についてでございます。資料7ページ、新旧対照表をご覧ください。第14条に、第2項として、附属設備の使用料は規則で定める項を加えます。次に、第18条には、第2項として、指定管理者を指定するに当たって特別の事情があると認めるときは、吉野川市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成16年吉野川市条例第72号）第5条第1項の規定により指定管理者の候補者を選定することができる項を加えます。次に、第19条第1項中第5号を削り、第6号を第5号に改めます。これは、旧鴨島公民館には図書室があつたため、図書の貸し出し等を行っていたための標記であり、現在の公民館全館では図書を扱った業務はないため削除するものです。次に、7ページ下段、別表第2中、「同月3日」の次に「まで」を加え、8ページ上段表、上浦公民館等、地区公民館につきましては、休館日の標記がなかつたため、その標記を加えるものでございます。なお、8ページ下段から13ページにかけての各公民館の使用料の表、別表第3につきましては、各公民館の各区分、それぞれ1時間当たりの標記に改め、また、各表備考につきましては、第1項、休日等の取扱い等の項の標記に改めるものでございますのでご高覧ください。

次に（3）吉野川市飯尾敷地コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定についてでございます。資料16ページ、新旧対照表をご覧ください。第3条中、休館日に関し、「設けない。」を「、火曜日並びに1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日までとする。」に改め、同条ただし書を削り、同条に第2項、吉野川市教育委員会は、前項に規定する休館日のほか、

センターの管理上特に必要と認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができるの1項を加えます。また、第9条に第2項、附属設備の使用料を規則で定める1項を加えます。次に17ページをご覧ください。別表、使用料につきましては、当センターの各区分、それぞれ1時間当たりの標記に改め、また、同表備考につきましても、第1項、休日等の取扱い等の項の標記に改めるものでございますのでご高覧ください。

次に、(4) 吉野川市ふるさとセンター条例の一部を改正する条例制定についてでございます。資料21ページ、新旧対照表をご覧ください。第1条中、「健全な文化の発展と心身の健康づくりを推進」を「健康の推進、教養の向上並びに地域の交流及び発展に寄与」に改めます。別表で標記をしていた当センター使用料に関しまして、大会議室、会議室1、会議室2、多用途ホールは、資料21ページの別表第1に、競技場は資料23ページ、別表第2に改め、各区分それぞれ1時間当たりの標記に改めます。資料22ページ、別表第1の備考及び別表第2の備考に関しましても、第1項、休日等の取扱い等の項の標記に改めるものでございますのでご高覧ください。

次に、(5) 吉野川市文化研修センター条例の一部を改正する条例制定についてでございます。資料26ページ、新旧対照表をご覧ください。第1条中、「文化の」を「文化芸術の」に改めます。次に第3条第1項中、「文化事業」を「文化芸術事業」に改めます。これは、文化芸術振興基本法の改正に伴うものでございます。第4条第1項中、「次のとおり」を「1月1日から同月3日まで及び1月2月28日から同月31日まで」改め、同項各号を削ります。第5条中、利用時間については、「午後9時30分」を「午後10時」に改めます。次に、別表、使用料に関しましても、各区分それぞれ1時間当たりの標記に改め、27ページの備考につきましても、第1項、休日等の取扱い等の項の標記に改めるものでございますのでご高覧下さい。

次に、(6) 吉野川市アメニティセンター条例の一部を改正する条例制定についてでございます。資料30ページ、新旧対照表をご覧ください。第1条中、及び第3条第1項中、「文化」を「文化芸術」に改めます。次に別表、使用料に関しましては、当センター各区分、それぞれ1時間当たりの標記に改め、資料31ページ、備考につきましては、第1項、休日等の取り扱い等の標記に改めるものでございますのでご高覧ください。

次に、(7) 吉野川市美郷ほたる館条例の一部を改正する条例制定についてでございます。資料35ページ、新旧対照表をご覧ください。第7条中、「許可しない」を「制限するものとする」に改めます。次に、資料36ページ、新旧対照表の中段の表をご覧ください。美郷ほたる館への入館料の標記についてですが、入館料の変更はございませんが、入館料に関して別表とあったものを別表第1に改めます。そして、新たに別表第2として、美郷ほたる館多目的ルームの使用料を加えております。この事に伴いまして、前ページ、35ページにお戻り下さい。第7条の2、多目的ルーム利用の許可と、第7条の3、利用許可の取り消しについての2条を加えます。また、第8条から第10条に標記される「入館料」の後には「及び使用料」を加えます。次に資料36ページ、上段をご覧ください。第16条においても、この多目的ルームの使用料を、指定管理者の収入として收受できるものとする旨の標記を加えるものでございます。次に、資料36ページから37ページ、別表第2の備考でも、第1項、休日等の取扱い等の標記を加えるものでございますのでご高覧ください。

次に、(9) 吉野川市体育館条例の一部を改正する条例制定についてでございます。資料41ページ、新旧対照表をご覧ください。別表、使用料に関しましては、各区分に新たに市外の利用に関しての標記を加え、同表備考では、第1項、市内・市外利用者の定義等の標記に改めるものでございますのでご高覧ください。

次に、(10) 吉野川市屋外体育施設条例の一部を改正する条例制定についてでございます。資料43ページ、新旧対照表をご覧ください。別表、使用料に関しましては、本年4月1日、移管を受けた川島城テニス場を含めたテニス場について、テニスコート1面1時間当たりの使用料に統一するとともに、市外利用者の使用料も新たに加えたもの改めます。同表備考では、第1項、市内、市外利用者の定義等の標記に改めるものでございますのでご高覧ください。

次に、(11) 吉野川市都市公園条例の一部を改正する条例制定についてでございます。資料45

ページ、新旧対照表をご覧ください。別表第4、向麻山庭球場の使用料に関しましては、先程の屋外体育施設条例にあるテニス場等と同様、市外利用者の使用料をえたものに改めております。また、備考でも、第1項、市内、市外利用者の定義等の標記に改めるものでございます。

次に、(12)吉野川市夜間照明施設条例の一部を改正する条例制定についてでございます。資料47ページ、新旧対照表をご覧ください。第6条中「1,100円(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める額)」を「1,320円」に改め、同条に、ただし、吉野川市立山川中学校運動場のテニスコートのみを利用する場合は、1時間当たり440円とする。を加え、同条各号を削ります。また、別表から、吉野川市川島城テニス場の項及び吉野川市総合スポーツ運動場野球場の項を削ります。これは、川島城テニス場の項は、吉野川市屋外体育施設条例へ、総合スポーツ運動場野球場の項は、吉野川市総合スポーツ運動場条例へそれぞれ改めたことによるものでございます。

次に、(13)吉野川市交流センター条例の一部を改正する条例制定についてでございます。資料49ページ、新旧対照表をご覧ください。別表、使用料に関しましては、当センター各区分、それぞれ1時間当たりの標記に改め、備考では、第1項、冷暖房を使用する取り扱い等の標記に改めるものでございますのでご高覧ください。

次に、(14)吉野川市総合スポーツ運動場条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

資料51ページ、新旧対照表をご覧ください。別表のとおり、野球場及びサッカー場の使用料を改め、ゲートボール場はないため削除します。また、備考では、第1項、市内、市外利用者の定義等の標記に改めるものでございますのでご高覧ください。

次に、(15)吉野川市高越弓道場条例の一部を改正する条例制定についてでございます。資料54ページ、新旧対照表をご覧ください。高越弓道場の使用料に関しましても、別表のとおり、改めるものでございますのでご高覧ください。

次に、(17)吉野川市多目的グラウンド条例の一部を改正する条例制定についてでございます。資料58ページ、新旧対照表をご覧ください。別表備考第1項中「市体育協会」を「市スポーツ協会」に改め、同表備考第4項中「サッカー場の」を削り、「この表に基づき算出された」を「この表の規定にかかわらず、同表の区分に応じた」に、「1,100円」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に、第1号、サッカー場1,100円、第2号フットサル場550円の2号を加えます。次に同表備考第5項中「この表及び前項に基づき算出された使用料の額」を「この表及び前項の規定にかかわらず、同表の区分に応じた使用料の額又は前項の額」に改め、同表備考中第6項を第8項とし、第5項の次に第6項 アマチュアスポーツ以外に利用する場合の使用料の額は、この表及び前2項の規定にかかわらず、同表の区分に応じた使用料の額又は前2項の額に100分の500を乗じて得た額とする。第7項 利用日以外の日に会場の準備、整理等のために予備的に利用する場合の使用料の額は、この表及び前3項の規定にかかわらず、同表の区分に応じた使用料の額又は前3項の額に100分の50を乗じて得た額とする。の2項を加えます。

次に、(8)吉野川市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例制定についてでございます。資料39ページ、新旧対照表にお戻りください。第1条中「体育施設の」を「社会体育施設の」に、「吉野川市体育施設運営審議会」を「吉野川市社会体育施設運営審議会」に改めます。また、第2条1号を社会体育施設の適切な運営に関すること。2号を社会体育施設の効果的な活用に関すること。3号をその他社会体育施設に関すること。にそれぞれ改めます。なお、この改正は、公布の日から施行します。

最後に、(16)吉野川市民プラザ条例の一部を改正する条例制定についてでございます。資料56ページ、新旧対照表をご覧ください。別表の1の(1)の表、備考、第1項中「市体育協会」を「市スポーツ協会」に改めます。なお、この改正についても、公布の日から施行します。以上でございます。

木屋村教育長	ただいまの件について、ご質問・ご意見等ございませんか。それでは異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。
木屋村教育長	議案（18）「令和7年度吉野川市一般会計9月補正予算（教育委員会関係）」について事務局より説明をお願いします。
重濱教育総務課長	議案（18）「令和7年度一般会計9月補正予算」について説明いたします。資料の59ページ上段、「歳入」の表をご覧ください。17款・1項 寄附金、62万7千円の増額予算を計上しております。これは、学島小学校給食配膳室の空調整備に係る費用を寄附いただいたものでございます。続きまして、その下、「歳出」の表をご覧ください。10款2項 小学校費の工事請負費として、62万7千円の増額補正です。これは、只今申し上げました寄附金を活用し、学島小学校給食配膳室へ空調整備を行うものでございます。なお、夏休み期間中の整備が望ましいことから、既決予算において既に整備を行っており、この度の補正予算において、その同額を補填するものでございます。教育総務課関係の説明は、以上です。
西村学校教育課長	続きまして、学教教育課分です。表の歳出の欄、10款・3項・中学校費として1万6千円の増額補正を計上しております。これは、特別支援教育就学奨励費補助金の、校外活動費等の支給において、別システムで管理している対象者及び費目を反映させる際に入力漏れ・入力間違い及び、別システムの計算式に誤りがありました。そのことによる、国費返還額を示しております。今後は、入力漏れや入力間違いに十分に注意するとともに、実際に支給した額と実績報告書で計上する額とを確認できるように、支給額の確定を早期に行い、期間に余裕を持って実績報告書を作成することで、正常な業務を進めてまいります。
木屋村教育長	ただいまの件について、ご質問・ご意見等ございませんか。それでは異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。
木屋村教育長	議案（19）「令和7年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」について事務局より説明をお願いします。
重濱教育総務課長	それでは、「令和7年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」について、ご説明いたします。この報告書は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定により、教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、それを議会に提出して公表することとされているため、作成するものです。なお、令和6年度に実施した事業の点検及び評価であることから、なるべく早い時期に行うべきこととは存じますが、市議会の令和6年度決算が9月議会において報告されるため、併せて、この時期に取りまとめることといたしました。
	それでは、添付の「点検及び評価報告書」をご覧ください。自己点検評価シートについては、後ほど各担当課からご説明いたしますが、まず、事業の評価方法について説明させていただきます。65ページをお願いします。教育委員会の事務のうち、主要な事業を対象とし、PDCAサイクルを活用し評価いたしました。なお、総合評価といたしまして、A、B、Cでランク付けを行っております。シートには明記しておりませんが、ランク付けを行うにあたり、同ページの「(2) 評価基準」に記載のとおり、「①必要性」「②有効性」「③効率性」「④目標達成度」の4項目について、それぞれ10点、5点、0点の3段階の自己採点をもとに、4項目の合計が、30点以上のものを「A」、25点から15点のものを「B」、10点以下のものを「C」と評価しております。そして、最後に、次年度以降の課題や改善点について考察し、点検及び評価といたします。
	続きまして、66ページ以降、「3. 教育委員会の運営状況」につきまして、(2) 及び (3) に

会議の開催状況について記載しております。定例会12回、臨時会1回を資料記載のとおりの日程で開催いたしました。(4)会議以外の活動につきましては、「学校訪問」、「入学式」、「卒業式」、「総合教育会議」、「教育表彰」、「その他主な行事」については、資料記載のとおりでございますので、ご高覧願います。

続きまして、70ページの「4. 評価結果一覧表」をご覧ください。全部で29事業ございまして、Aランクが19事業、Bランクが10事業、Cランクが0事業となっております。自己点検評価シートにつきましては、事業数が29事業と多数ございますので、各課ごとに抜粋し、報告させていただきます。

それではまず、教育総務課の事業についてご説明いたします。71ページ上段の事業番号1「学校施設維持管理事業」です。学校施設の維持管理につきましては、学校訪問時や学校からの報告により修繕箇所の集約のうえ、予算計上を行い、計画的な改善に努めましたが、重要度や緊急性の高いものから優先順位を付け対応しており、各校の要望箇所すべてについて対応できたわけではないため、総合評価「B」としております。

次に、同ページ下段の事業番号2「学校再編事業（鴨島東部地区）」です。鴨島東部地区におきましては、児童生徒数の減少傾向に鑑み、令和6年度に「鴨島東部地区小中学校のあり方検討委員会」を設置し、その後、検討委員会からの提言や保護者の意向を踏まえ、鴨島東中学校と鴨島第一中学校の統合方針を決定いたしました。総合評価を「B」としておりますのは、中学校統合に向けて本年4月に準備委員会を設置し、協議を開始したところであり、統合後の具体的な姿（成果）が見えてくるのはこれからであることから、そのような評価としております。教育総務課からは以上です。

西村学校教育課長

72ページ上段 事業番号3番をご覧ください。市立中学校「英語検定」検定料補助事業について、説明させていただきます。英検の受検に対して検定料の一部を補助し、受験者の増加と意欲を高めることを目的とし、CEFR A1レベル相当以上の英語力を持つ中学3年生の割合を55%以上まで向上させることを目標としている事業でございます。令和6年度中に55.6%まで向上することができたため、評価をAといたしました。

次に76ページ上段 事業番号11番をご覧ください。ICT環境整備事業についてご説明させていただきます。児童生徒の情報活用力の向上に寄与するため、ICT機器の整備や保守維持管理を適正に行うこと。また、教職員のICT機器の活用をスムーズに行うため、ICT支援員によるサポートを行うことを目標とした事業でございます。3名のICT支援員体制により、学校のニーズに対応できることと、ICT教育推進のための支援がより増強されたため、評価をAといたしました。学校教育課からは以上です

近藤教育次長

続きまして、生涯学習課関係の主な事業についてご説明いたします。資料77ページ下段をご覧ください。事業番号14、事務事業名「青少年育成補導センター事業」でございます。この事業は、青少年の非行防止及び環境の浄化等について適切な措置を講じ、心身ともに健全な青少年の育成を図ることを目的としています。事業概要としましては、・地域ぐるみの健全育成と非行防止活動の推進・青少年の生活環境の実態把握とその浄化・学校、関係機関、隣接補導センター等との連携に基づく青少年の健全育成と広域補導の強化・青少年相談機能の充実・広報啓発活動の推進を重点目標に活動しています。例年、不審者情報が寄せられておりますが、令和6年度は、児童生徒の登下校に合わせ、学校や警察と連携し、257回の補導巡回を行うことができ、子ども達の安心安全が確保できました。このようなことによりまして、総合評価はA、今後においても、継続して計画的に行う事業でございます。

続きまして、80ページ上段をご覧ください。事業番号19、事務事業名「文化財保護管理事業」でございます。この事業は、市内の文化財の保護・管理及び伝統芸能（無形指定文化財）の伝承を支援し、本市の歴史の証を後世に伝えていくことや、潜在化し埋もれた保護すべき未指定文化財の指定を推進し、文化財の保護と活用を行い、本市の歴史の証を後世に伝えていくことで、市民の誇

りと郷土愛の醸成を図り、文化観光の推進を図る事を目的としております。事業としては、・指定文化財周辺の維持管理、文化財の現況調査及び整理や、案内・説明看板の設置等、また、・伝統芸能伝承団体への活動支援・未指定文化財（藍屋敷他）の指定に向けた調査・研究・日本遺産「四国遍路」「藍のふるさと阿波」、船窓のオーツツシ群落等の文化財を活用した文化観光の推進等を行っています。令和6年度は、積極的に文化財を維持するための管理が行え、未指定候補文化財の調査も実施できました。また、保護団体と協力し環境整備にも努めた。このことにより、総合評価はAとなっております。今後においても本事業は、特に日本遺産「藍のふるさと阿波」に重点を置き、文化観光に活用することで賑わい創出事業を積極的に実施するため継続して参ります。

続きまして、81ページ下段をご覧ください。事業番号22、事務事業名「徳島駅伝吉野川市選手団運営委員会事業」でございます。この事業は、学生選手の育成や強化を図ることで、徳島駅伝吉野川市選手団のチーム力を向上させ、1月に開催される徳島駅伝の入賞を指標として進めている事業でございます。この事業の成果は、単年では望めず、長期にわたり、本市スポーツ少年団をはじめ、中学校、高校、陸上競技協会や実業団等、各陸上関係者等との連携や協力により進めている継続事業でございます。令和7年1月4・5日に開催されました第71大会では、6年度に引き続き第6位と、入賞順位を継続できており、選手の総力も中高生を中心に全体的に向上しております。このようなことから、総合評価はAとなっております。次回大会、第72大会では、更に上位を目指しチーム作りをして参りたい継続事業でございます。以上でございます。

岡田絵セタ張

つづきまして、学校給食センターの事務事業評価について、ご説明させていただきます。85ページをお開きください。事業番号29 事務事業名は学校給食センター事業で継続事業でございます。事業の目的は児童生徒に栄養バランスのとれた給食を提供し、食育を推進することで、令和6年度の事業の実施内容は栄養バランスに配慮した上で、地場産物や伝統料理・行事食を活用した献立を作成し給食を提供しました。また、児童生徒に食育の授業を行ったり、小・中学校に掲示物を貼ったり、家庭に食育だよりを配付しました。総合評価はAで、今後の方針は現状維持で今後も、「児童生徒に栄養バランスのとれた給食を提供すること」「給食に地場産物を取り入れるなど、給食を生きた教材として活用し、食育の推進に努めること」を達成するための視点を持ち、創意工夫を加えていきます。以上でございます。

木屋村教育長

ただいまの件について、ご質問・ご意見等ございませんか。

委 員

74ページの「スクールカウンセラー配置事業」について、年間の相談件数が1,124件と非常に多いと感じました。またICT支援員、特別支援教室支援員の先生方も一緒に大変ではないかと思います。人件費が一番の問題にはなると思いますし、財務課との協議も必要ですが、これから益々難しくなってくると思いますので、人員増になるよう要望していってほしいです。

79ページ「文化施設管理事業」のアメニティセンターについてですが、とてもいい施設だと思います。先月には、映画「道草キッチン」の試写会もあったと思いますが、今後も色々な催し物等を企画して、もっと施設を利用してもらい、市内の活性化にもつながると思います。ほつといたら傷む一方なので、せっかくいい施設があるので運営してもらいたいとの要望です。

近藤教育次長

現在、施設は行政で管理（直営）しており、今後については利用者増につながるよう、様々な企画などを検討していき運営等を努めてまいります。

木屋村教育長

その他ご質問等ございませんか。それでは異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。

続きまして報告事項（1）「吉野川市いじめ防止基本方針（改定版）」について事務局より説明をお願いします。

西村学校教育課長

(1) 吉野川市いじめ防止基本方針の改定について報告いたします。資料8 6ページをご覧ください。このたび、令和7年2月の県の基本的な方針の改定に併せて、「吉野川市いじめ防止基本方針」を改訂いたします。改定のポイントについては5点ございます。

「①いじめの防止等に関する基本的な考え方の再認識」として、例えば、91・92ページの発達指示的生徒指導から、全ての児童生徒を対象とする課題予防的生徒指導への転換が挙げられます。

「②児童生徒主体によるいじめ問題への取組推進」として、例えば、94ページの「全ての学校にいじめ防止子ども委員会」を設置し、が挙げられます。

「③学校いじめ対策組織及びいじめ解消に向けた取組の強化」として、例えば95ページのスクールソーシャルワーカーの学校いじめ対策組織への参加とスクールロイヤーによるいじめ問題解決支援が挙げられます。

「④いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の取組の重要性」については、102ページに掲載されています。

「⑤学校と市教育委員会によるいじめ解消に向けた取組」として、95ページに市教委と学校による学校教育法第11条の運用が、104ページに、重大事態になった場合のフロー図が挙げられます。

今後、改定版を吉野川市のHPに掲載し、9月小中合同校長会で各校にお知らせします。そして、改定及びそのポイントを踏まえ、各校の「学校いじめ防止基本方針」の見直し・改定を行われます。各校の改定作業が終わったら、改定した基本方針が各校のHPに掲載されます。そして、何より、改定の趣旨にありますよう、いじめの未然防止・早期発見・早期解決に向けた取組について迅速かつ強力にかつ組織的に進めていけるよう、各学校に説明してまいりたいと考えております。

木屋村教育長
委 員

ただいまの件について、ご質問・ご意見等ございませんか。

例えば、吉野川市ふるさと大使のリーゼント刑事さんに協力してもらい、「いじめは犯罪です」とPRすることによって未然防止に繋がる抑止力になるのではないか。積極的な情報発信も必要と思います。

西村学校教育課長

早期発見も大事ですが、未然防止も重要です。まずは教員が「いじめ防止基本方針」を理解し、子ども主体のいじめ防止に向けて取組を進めていきたいと思います。

委 員

いじめる側の原因として、子ども自身の問題もありますが、家庭環境が原因である場合、学校として親子への対応はどのようにしているのでしょうか。

西村学校教育課長

まずは被害者の把握、加害者への事実確認を行い、その後、保護者への指導を行うというのが流れではありますが、なかなか難しいケースもあります。そういうたったケースにも粘り強く対応していくのにつきると思います。対応につきましては、一事例ごとに変わってくると思います。

木屋村教育長

加害者の家庭環境が加害の要因の場合、学校と保護者の信頼関係ができている場合は、対応ができますが、そうでない場合は対応が難しいと思います。そこで、ひとつ的方法としては、スクールカウンセラーの先生に入ってもらって、第三者の力を借りて対応してもらうというようなことも考えられます。

委 員

分かりました。

木屋村教育長

その他ございませんか。それでは報告事項（2）『ラーニングの日』の導入について事務局より説明をお願いします。

吉田副教育長

『ラーニングの日』の導入についてご説明を申し上げます。資料105ページをご覧ください。本市では、未来につながる家庭での主体的な学び、体験的な学習を応援するために、本年度10月1日より、市立小中学校において、ラーニングの日を導入することといたします。ラーニングとは、「Learning (学び) と Vacation (休暇)」を合わせた言葉で、子どもが保護者と一緒に計画を立てて、平日に家庭や地域等校外で体験的・探求的な学びを行う日のことです。

年間最大3日、1日単位で取得でき、欠席扱いにはなりません。この導入により、児童生徒一人一人の多様な学びとなる自然体験、社会体験等、平日ならではの体験の機会を得られ、特に土曜日、日曜日に働いている保護者にとっては、仕事が休みとなる平日に家庭の絆を深めるよい機会になると考えています。今後、具体的なラーニングの活動については、106ページの申請方法、107、108ページのQ&Aなどを使って、9月中に家庭への周知と説明を行っていく予定です。ご家庭の状況に応じて、この機会に遠くへ、また遠くに出かけなくても身近なふるさとでも学ぶ機会を作り、効果的にご活用していただければと思います。

木屋村教育長

ただいまの件について、ご質問・ご意見等ございませんか。

木屋村教育長

次に教育長報告にうつります。109ページをお開きください。8月につきまして、主な内容をご報告いたします。

まず、3日（日）、第3回こどもDoまんなか会議が、小学4年生から大学生までの28名が日本フネン市民プラザに集い、「夏休みにチャレンジ！太陽よりも”熱い”話し合いで、みんなの「こうしたい！」を吉野川市の力に！」と題して、活発な議論が交わされました。会議の中身は、前・後半の2部構成で、前半の「吉野川市に賑わいを！」のテーマについては、『お祭りやイベントを増やしてほしい』『商店街の空き店舗を生かすことはできないか』、後半の「子供が「のびのび」と学べる学校・教育環境』のテーマでは、『体育館にエアコンを』『給食で年に一回バイキング形式を実施して欲しい』『生徒が校則の決定や改訂に関わる（高校生・大学生）』など、こうした子どもたちの率直な意見や思いを、今後の市の施策あるいは教育活動に生かしていくよう検討してまいりたいと考えております。

次に、21日（木）、阿波・吉野川中学校弁論大会が、山川のアメニティーセンターで行われ、県立川島中を含む両市の中学生代表9名が、弁論を競いました。発表者全員、伝えたいという「力強い意志」が感じられ、聞く者の心に響くものがありました。正に「弁論は人なり」がありました。

地元山川中学校の生徒も聴衆（聞き手）として参加し、同年代の仲間の主張・思いをしっかりと受け止め、有意義な時間となりました。

また、下段に記載している9月の主な予定として、1日（月）から9月議会定例会が開会される予定になっております。

他の内容につきましては、ここに記載の通りです。以上で教育長報告を終わります。何か、ご質問等ございますか。

その他ないようですので、次に「9月定例教育委員会の開催日時について」事務局よりお願ひします。

重清教育総務課長

次回の定例会ですが、事務局の案といたしまして、9月25日（木）午後2時からの開催とさせていただきたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

木屋村教育長

それでは確認いたします。次回9月の定例教育委員会は、9月25日（木）午後2時から開催ということでおろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の定例会を閉じることといたします。お疲れ様でした。お世話になりました。